

飯島町の妊娠中と産後の助成制度について



妊娠おめでとうございます。
飯島町では以下の費用の助成をしています。



1. 妊婦健康診査

医療機関や助産所で実施する妊婦健康診査の受診票を交付します。詳細は別紙をご覧ください。

2. 妊婦健康診査受診票を超えた妊婦健康診査の補助金（要申請）

妊娠36週から出産までの間に受けた妊婦健診（1週間に1回程度）で、県妊婦健診要項に定めのない回数の妊婦健診を受けた場合は助成を受けることができます。なお、健診受診票使用回数との合算回数において17回を限度とし、医療保険が適用された場合は対象外です。

3. 低所得の妊婦に対する初回産科受診料補助金（要申請）

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るために、住民税非課税世帯に属する方の妊娠判定のための初回産科受診料の一部を助成します。詳細は別紙をご覧ください。

4. 妊婦歯科健康診査

妊娠中に無料で歯科健診を受けられます。詳細は別紙をご覧ください。

5. 産前・産後サポートクーポン

妊娠中に心身の不調のあるとき、産後（出産後1年6か月0日以内）に赤ちゃんの授乳や育児で困ったとき、お母さんに心身の不調があるときなど、医療機関や助産所でクーポン券を使って相談を受けることができます。使用できる施設は別紙をご覧ください。

使用の際は、クーポン券と母子健康手帳および本人確認できる書類（健康保険証・運転免許証等）を施設に提出してください。クーポン券は1回につき1枚使用できます（助成額を超える費用は自己負担となります）。医療保険が適用された場合は対象外です。

6. 産後ケア（要申請）

出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、医療機関や助産所または自宅で母体のケアや育児指導を受けることを希望する場合、その費用の10分の9（上限35,000円/日まで、7日以内）を助成します。使用される方は、別紙記載の使用できる施設にご相談の上、事前に下記の問合せ先にご連絡ください。

7. 遠方の分娩取り扱い施設への交通費及び宿泊費補助金（要申請）

医師の指示により遠方の医療機関（60分以上の移動）で出産する必要がある方の、出産に伴う交通費及び宿泊費の一部を助成します。詳細は別紙をご覧ください。

8. 新生児聴覚検査

医療機関で実施する自動ABR・OAE検査が無料で受けられます。新生児聴覚検査受検票を医療機関等に提出してください。

《新生児聴覚検査について》

生まれて間もない赤ちゃんの耳のきこえの状態を調べ判定する検査です。

1000人に1～2人は生まれつき耳の聞こえに障害を持っています。その障害を早く発見して、適切な援助をすることにより言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。ぜひ受けておきましょう。

9. 1か月児健康診査

医療機関で実施する1か月児健康診査の費用を助成します。

10. 産婦健康診査

医療機関や助産所で実施する産婦健康診査の費用を1人2回まで助成します。

11. 県外で妊婦・1か月児・産婦健康診査、新生児聴覚検査を受けられた方（要申請）

長野県外の医療機関等で以下の健康診査等を受けられた方は受診費用を助成します。

妊婦健康診査：受診日から1年以内に申請。

1か月児健康診査：生後1歳未満のもの。1人1回まで。6か月以内に申請。

産婦健康診査：1人2回まで。6か月以内に申請。

新生児聴覚検査：1人2回まで。6か月以内に申請。

※いずれの助成も健診日に飯島町住民であることが条件です。

※保険診療分については対象外となります。

※助成額は町が定めた金額を上限とします。

申請に必要な持ち物

- ・産科医療機関または助産所発行の領収書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑
- ・預金通帳

※初回産科受診料補助、遠方の分娩施設への交通費等補助の申請には、他に必要な書類があります。詳しくは別紙をご覧ください。



問い合わせ先

飯島町役場 健康福祉課 保健医療係
☎ 86-3111
(内線 190)